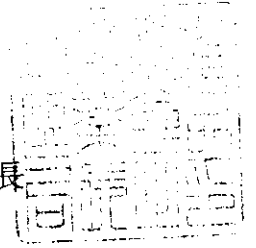


薬食発第 1018006 号
平成 17 年 10 月 18 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



化粧品基準の一部を改正する件について

平成 17 年 10 月 18 日厚生労働省告示第 465 号により化粧品基準（平成 12 年厚生省告示第 331 号）の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、関係方面に周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

薬事法第 42 条第 2 項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、化粧品に配合することができる防腐剤及び紫外線吸収剤の範囲を拡大した。

2. 改正の内容

別表第 3 の 2 及び別表 4 の 2 を改正し、以下のとおり、新たに防腐剤である銀—銅ゼオライト及びポリアミノプロピルビグアナイド、紫外線吸収剤である 2-[4-(ジエチルアミノ)-2-ヒドロキシベンゾイル]安息香酸ヘキシルエステル及びジメチコジエチルベンザルマロネートを化粧品へ配合できる成分に追加した。

1. 防腐剤の新規収載成分（別表第3の2の一部改正）

成分名	100g中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用されることがある化粧品
銀-銅ゼオライト(注2)	0.5	0.5	
ポリアミノプロピルビグアナイド	0.1	0.1	0.1

(注1) 空欄は、配合してはならないことを示す。

(注2) 強熱した場合において、銀として2.7%~3.7%及び銅として4.9%~6.3%を含有するものをいう。

2. 紫外線吸収剤の新規収載成分（別表第4の2の一部改正）

成分名	100g中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用されることがある化粧品
2-[4-(ジエチルアミノ)-2-ヒドロキシベンゾイル]安息香酸ヘキシルエステル	10.0	10.0	
ジメチコジエチルベンザルマロネート	10.0	10.0	10.0

(注) 空欄は、配合してはならないことを示す。

○厚生労働省告示第四百六十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十三年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十月十八日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

別表第3の2の表中

「	オルトフエニルフェノー ルナトリウム	0.15	0.15	0.15	を	「
---	-----------------------	------	------	------	---	---

オルトフエニルフェノー ルナトリウム	0.15	0.15	「	「	ピリチオン亜鉛	」
銀—銅ゼオライト（注5）	0.5	0.5	」	」		

0.10	0.010	0.010	」を	「	ピリチオン亜鉛 ポリアミノプロピ ルピグアナイド	」	
					0.10	0.010	0.010
					0.1	0.1	0.1

に改め、同表の注に次のように加える。

（注5） 強熱した場合において、銀として2.7%～3.7%及び銅として4.9%～6.3%を含有するものをいう。

別表第4の2の表中

2,5-ジイソプロピルケイ 皮酸メチル	10	10	10	10	を
	10	10	10	10	を

2,5-ジイソプロピルケイ
皮酸メチル
2-[4-(ジエチルアミノ)-
2-ヒドロキシベンゾイル
]安息香酸ヘキシルエス
テル

10	10	10	10	10	10
10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0

10 | 10 |

10	10	10	10	10
10.0	10.0	10.0	10.0	10.0

に改める。